

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を実施するので、千歳市契約規則（昭和39年規則第27号）第4条の規定に基づき、公告する。

令和6年9月11日

千歳市長 横田 隆一

1 入札対象工事

- (1) 工 事 名：中央釜加線舗装工事
- (2) 工事場所：千歳市 中央
- (3) 工 期：契約締結日から令和7年2月10日まで
- (4) 予定価格：42,680,000円（入札書比較価格38,800,000円）
- (5) 工事概要：中央釜加線
道路舗装工延長 L=300.00m 車道W=4.00m
道路土工 一式
舗装工 一式
区画線工 一式
道路附属施設工 一式
構造物撤去工 一式
仮設工 一式
- (6) 分別解体等の実施の義務付け
本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等の実施が義務付けられた工事である。
- (7) その他
本工事は、「千歳市週休2日モデル工事」の対象工事である。
受注者は、週休2日による施工を希望する場合、契約後、発注者と協議を行い、協議が整った場合に週休2日による施工を行うことができる。

2 入札参加資格

入札参加希望者は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

- (1) 千歳市内に建設業法に基づく許可を得た主たる営業所を有し、告示日における令和7年3月31日を有効期限とする千歳市競争入札参加資格者名簿に「舗装工事」の格付がA等級として登録されている者。
- (2) 平成26年度以降に本工事と同種又は類似の工事の元請として施工実績（共同企業体としての施工実績は、構成員としての出資比率が20%以上のものに限る。）を有する者とする。
なお、施工実績とは、千歳市又は千歳市以外の官公庁が発注した舗装工事とする。
- (3) 本工事に対応する建設業法の許可業種に係る主任技術者（申請者と3か月以上の雇用関係にある者）を工事現場に専任配置できること。
- (4) 地方自治法施行令167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 公告の日から入札執行日までの間に、千歳市より指名停止を受けていないこと。
- (6) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再

生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (7) 本工事に係る設計業務等の受託者（受託者が共同企業体である場合においては、当該共同企業体の構成員をいう。以下「受託者」という。）でないこと。
- (8) 受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている者でないこと。
- (9) 代表権を有する役員が受託者の代表権を有する役員を兼ねていないこと。
- (10) 次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がある場合は、同一の入札に参加申請することができない。

ア 資本関係

- (ア) 子会社等（会社法第2条第3号の2の子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2の親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合。
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合。

イ 人的関係

- (ア) 一方の会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号の会社等をいう。以下同じ。）の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。

ただし、会社等の一方が民事再生法第2条第4号の再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項の更生会社をいう。）である場合を除く。

- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合。
- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

3 入札参加申請

- (1) 本入札の参加者は、事後審査型条件付一般競争入札参加申請書（第1号様式）を受付期限までに郵送又は持参により提出すること。受付期限を過ぎて提出のあったものや、電送によるものは受け付けない。
- (2) 事後審査型条件付一般競争入札参加申請書は、次のとおり受け付ける。

ア 期間：公告日から令和6年9月24日（火）まで

土曜日、日曜日、祝日等を除く9時から17時まで（最終日は12時まで）

イ 場所：千歳市総務部契約管財課契約係（千歳市役所本庁舎4階）

千歳市東雲町2丁目34番地

4 設計図書の閲覧等

- (1) 設計図書は、次のとおり電子閲覧に供する。

ア 期間：令和6年9月25日（水）12時まで

イ 閲覧：千歳市ホームページからダウンロードすること。

なお、ダウンロードした電子データの開封には、パスワードを要するため、パスワード照会書（様式1-1）により照会すること。

- (2) 設計図書に対する質問がある場合は、質疑書（第3号様式）を提出すること。

ア 期限：入札執行日前々日（休日を除く）の午前10時まで

イ 場所：前項（入札参加申請）第2号の場所と同じ。

- (3) 質疑書は郵送又は持参するものとし、電送によるものは受け付けない。
- (4) 現場説明会は行わない。

5 契約条項を示す場所

契約条項を示す場所は、第3項（入札参加申請）第2号の場所と同じ。

6 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時：令和6年9月26日（木）11時00分
- (2) 場所：千歳市役所 4階契約管財課契約係（千歳市東雲町2丁目34番地）

7 入札方法等

- (1) 入札者は、入札書に必要事項を記入し、封筒に入れて郵送又は持参しなければならない。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた金額）をもって落札決定とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積った契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。
- (3) 電送による入札は、認めない。
- (4) 入札回数は、1回とする。
- (5) 入札参加者が1以下となったときは、当該入札を中止する。

8 最低制限価格制度

- (1) 本入札においては、地方自治法施行令第167条の10第2項の規定を適用し、最低制限価格を設ける。
- (2) (1)に定める最低制限価格を設けるときの取扱いについては、千歳市最低制限価格制度実施要領（平成22年7月7日制定）の規定によるものとする。

9 工事費内訳書の提出

入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を郵送又は持参により、入札書とともに提出すること。

10 入札参加資格の審査

- (1) 予定価格以下で最低制限価格以上の価格で入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札候補者とし、落札を保留する。
- (2) 落札候補者となった者は、入札参加資格審査書類を提出期限までに郵送又は持参により提出すること。
- (3) 入札参加資格審査書類は、次のとおり受け付ける。
 - ア 期限：提出を求められた日の翌日から起算して原則として2日（休日を除く）以内とする。
 - イ 場所：第3項（入札参加申請）第2号の場所と同じ。
- (4) 入札参加資格審査書類は、次のとおりとする。
 - ア 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書（第2号様式）

イ 第2項（入札参加資格）第2号に示す工事施工実績を証明できるもの（契約書又はコリンズの写し等）

ウ 配置予定技術者経歴書（第5号様式）及び雇用関係を確認できる書類（健康保険被保険者証の写し等）

- (5) 入札参加資格審査は入札参加資格審査書類提出期限の翌日から起算して原則として3日（休日を除く）以内に行い、落札候補者が審査の結果、入札参加資格を満たしている場合は、落札者とする。
- (6) 落札候補者が第2項に示す入札参加資格を満たさないと認められたときは、次順位者から順次審査し、適格者が確認できるまで審査を行う。また、当該落札候補者のした入札は無効とし、入札参加資格を満たさない理由を付して文書で通知する。
- (7) 入札参加資格を満たさないと認められたことに不服がある者は、前号の通知を受け取った日の翌日から起算して5日（休日を除く）以内に、その理由について書面により説明を求めることができる。

11 入札保証金

入札保証金は、免除とする。

12 契約保証金

契約保証金は、契約金額の10分の1以上とする。

13 契約書作成の要否

契約書の作成は、必要とする。

14 支払条件等

- (1) 前 金 払：有り 契約金額の4割以内を限度とする。
- (2) 中間前金払：有り 契約金額の2割以内を限度とする。
- (3) 部 分 払：無し

15 工事完成保証人の要否

必要としない。

16 入札の無効

本公告に示した入札参加に必要な資格のない者、千歳市契約規則第12条並びに建設工事競争入札心得第9条に示した条件等、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

17 その他

- (1) 入札参加者は、千歳市契約規則、建設工事競争入札心得及びその他関係法令等を遵守すること。
- (2) 不明な点については、次に照会すること。
千歳市総務部契約管財課契約係（千歳市役所本庁舎4階）
〒066-8686 千歳市東雲町2丁目34番地
電話番号：0123-24-0535（直通）
FAX. 番号：0123-22-8854